

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【報告】 個別職種分野の「労務費の基準値(案)」について

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで計24の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性の確保について議論。現在、意見交換を踏まえた「労務費の基準値(案)」をWGで提示できるよう、鋭意各構成員との調整を進めている。

開催した職種別意見交換と構成員

凡例

: 今回提示

 : 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・屋根ふき 	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、日本建築板金協会
型枠 <input type="checkbox"/>	日本型枠工事業協会	解体 	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 <input type="checkbox"/>	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨 	鉄骨建設業協会
住宅分野 	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル 	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 <input type="checkbox"/>	日本左官業組合連合会	防水 	全国防水工事業協会
電工 	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、日本電設工業協会	潜かん <input type="checkbox"/>	日本圧気技術協会
塗装 	日本塗装工業会	さく岩 	日本発破・破碎協会
とび 	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔 	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・サッシ・ガラス 	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生 	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア 	日本エクステリア建設業協会
土工 	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁 <input type="checkbox"/>	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、プレストレスト・コンクリート建設業協会、プレストレスト・コンクリート工事業協会
		警備 	全国警備業協会
		造園 <input type="checkbox"/>	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道 	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会 1

● 各職種分野の「労務費の基準値」に共通する留意事項	P.3
● 労務費の基準値（案）		
• 鉄筋工事における労務費の基準値（案）	P.4
• 型枠工事における労務費の基準値（案）	P.5
• 左官工事における労務費の基準値（案）	P.8
• 潜かん工事における労務費の基準値（案）	P.9
• 橋梁工事における労務費の基準値（案）	P.12
• 造園工事における労務費の基準値（案）	P.15

- 各職種分野の「労務費の基準値」は、「**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することができる労務費を公共工事・民間工事を問わず確保される必要がある**」との考え方の下、

(1日8時間当たり労務単価である) **公共工事設計労務単価×歩掛**

という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。

したがって、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え方・計算方法を基本として、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。

- 「労務費の基準値」は、技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指すもので、**労務費以外の「経費」は含まれない**ことに留意することが必要である。

鉄筋工事における労務費の基準値(案): 東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

工事の種類	鉄筋工事(建築)			
標準的な規格・仕様	鉄筋加工・組立			
条件 (構造)	RCラーメン構造			
条件 (階高)	階高3.5~4.0m程度			
条件 (形状)	形状単純			
労務費の基準値(案)	71,472(円/t)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (暫定値) (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
	鉄筋工	1.88(0.50*)	32,600	61,288.00
	普通作業員	0.38(0.21*)	26,800	10,184.00
		合計		71,472.00

日当たり作業量 (参考値)
(t/人・日)
0.44 t/人・日
=1 ÷ 2.26 人・日/t
1.41 t/人・日*
=1 ÷ 0.71 人・日/t

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 鉄筋工及び普通作業員の歩掛の括弧()内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果(暫定値)による。

補足 当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中。内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。※括弧内は「工場加工相当分」を示す。]

【代表的な歩掛の作業内容】

- 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番

【条件】

- 適用できる条件

構造 : RCラーメン構造
階高 : 3.5~4.0m程度
形状 : 単純

対応する鉄筋径: D10以上D32以下

- 太物・細物鉄筋の構成比: 鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする。
- 揚重機の機械経費は含まない。
- 鉄筋の運搬費は含まない。

【留意点】

- 主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *加工組立(工場加工、現場組立(スチーラー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む。))
 - *荷揚げ(揚重機(クレーン)への積込み、積下ろし手間)
 - *場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く。)
 - *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)
 - *発生材処理(指定場所への集積)
 - *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない。
 - *足場は含まない。
 - *その他(鉄筋材の検収、管理、養生、片付け・清掃など)
- 揚重機の作業範囲は、鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
- 本表の数字は、鉄筋工事(建築)に係るものである。鉄筋工事(土木)の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って労務費を算出することが必要である。

圧接工事における労務費の基準値(案): 東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

工事の種類	圧接工事(建築)			
標準的な規格・仕様	ガス圧接			
条件 (径)	D25-D25			
労務費の基準値(案)	588(円/か所)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (暫定値) (人・日/か所)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/か所)
	溶接工	0.013	37,000	481.00
	普通作業員	0.004	26,800	107.20
		合計		588.20

日当たり作業量 (参考値)
(か所/人・日)
58.82 か所/人・日 $=1 \div 0.017$ 人・日/か所

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果(暫定値)による。

補足 当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中。内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 鉄筋を酸素・アセチレン炎を用いて加熱し、圧力を加えながら接合する、建築構造物等の鉄筋のガス圧接

【条件】

- 適用できる条件は以下の通り。
対応する鉄筋径：D25-D25

【留意点】

- 主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *手動圧接器による圧接作業
 - *荷揚げ(揚重機(クレーン)への積込み、積下ろし手間)
 - *場内小運搬(水平小運搬)
 - *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)
 - *発生材処理(指定場所への集積)
 - *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない。
 - *足場は含まない。
- 揚重機の作業範囲は圧接工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
- 本表の数字は、圧接工事(建築)に係るものである。圧接工事(土木)の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。

型枠工事における労務費の基準値(案)①建築:東京都の例

工事の種類	型枠工事(建築)			
標準的な規格・仕様	型枠			
条件	(型枠の種類) 普通型枠合板 (構造・部位) ラーメン構造・地上軸部 (階高) 階高3.5~4.0m程度			
労務費の基準値(案)	5,291(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (暫定値) (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛け 設計労務単価 (円/m ²)
	型わく工	0.15	31,700	4,755.00
	普通作業員	0.02	26,800	536.00
		合計		5,291.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
5.88 m ² /人・日 $=1 \div 0.17 \text{ 人・日/m}^2$

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による。

補足 当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中。内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛け」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛けの作業内容】

- 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し

【条件】

- 適用できる条件は以下の通り。
 - 型枠の種類：普通合板型枠
 - 構造・部位：ラーメン構造・地上軸部
 - 階高：3.5~4.0m程度
 - 建物形状：単純なもの
 - 補助材：サポート等補助材（構成材）を含む
- 型枠の条件：人通孔、耐震スリット、目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）及び大面木は含まない。
- 揚重機（クレーン）の機械経費は含まない。
- 型枠の運搬費は含まない。

【留意点】

- 型枠工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物種別、型枠の種類や構造、型枠転用率、建物構造・部位、階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、元請企業の把握している歩掛けや日本型枠工事業協会の把握している歩掛けなどの契約当事者間で把握している歩掛けも参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。
- 特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎に考慮し、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。
- 運搬に係るトラックの規格は現場状況に応じて考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 揚重機の作業範囲は型枠工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
- 主な作業内容として以下の内容を想定しているが、特殊な条件や作業の範囲については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

*加工組立（小墨出し、加工（下揃え）、組立、コンクリート打設時合番）

*解体清掃（解体、釘仕舞、ケレン、剥離材塗布、整理清掃）

*荷揚げ（揚重機への積込み、積下ろし手間）

*場内小運搬（水平小運搬）

*発生材処理（指定場所への集積）

*発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない

*足場は含まない

*足場は含まない

*床版はフラットデッキを使用していないものとする

工事の種類	型枠工事(土木)			
標準的な規格・仕様	型枠			
条件 (型枠の種類)	一般型枠			
条件 (構造物の種類)	鉄筋・無筋構造物			
労務費値の基準値(案)	8,661(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	型わく工	0.157	31,700	4,976.90
	普通作業員	0.1	26,800	2,680.00
	土木一般世話役	0.031	32,400	1,004.40
		合計		8,661.30

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。

（補足）内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・型枠の製作・加工・組立・設置・撤去、水抜パイプの設置、はく離剤塗布及びケレン作業の各種作業に要する作業

【条件】

- ・一般土木工事の構造物及び「土木構造物設計マニュアル（案）－土木構造物・橋梁編－」（平成11年10月28日建設省）に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物（ボックスカルバート、L型、逆T式擁壁、張出し式・壁式橋脚）の施工に係る型枠に適用できる。
 - 型枠の種類：一般型枠
 - 構造物の種類：鉄筋・無筋構造物
 - 平均設置高：30m以下の場合
- ・以下の場合は適用できない。
 - (1) 張りコンクリート工（平均厚さ5cm以上10cm以下）、鋼橋床版、コンクリート桁、砂防、ダム、トンネル等で、土木工事標準積算基準書において別途、型枠の基準が設定されている工種の場合
 - (2) 「土木構造物設計マニュアル（案）－樋門編－」（平成13年12月21日国土交通省）に基づき設計された函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁の型枠工
 - (3) 第IV編第4章共同溝工①-1、2共同溝工（1）（2）、第IV編第7章橋梁工⑨-1橋台・橋脚工（1）
 - (4) 化粧型と型枠が一体となった製品等を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合
- ・仮設材の持上（下）げ機械の機械経費は含まない。
- ・水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。
- ・コンクリート、足場、支保は含まない。

【留意点】

- ・本歩掛は、土木工事標準積算基準書に基づくものであり、上記の作業内容・条件に係るものである。
- ・特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

左官工事における労務費の基準値(案): 東京都の例

工事の種類	左官工事				
標準的な規格・仕様	打放し面補修				
条件	(打放し仕上げの種別)	B種			
	(主な作業)	部分目違いばらい及びコーン処理			
労務費の基準値(案)	825(円/m ²)				
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	左官	0.025	33,000	825.00	
	合計			825.00	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
40.00 m ² /人・日 $=1 \div 0.025 \text{ 人・日/m}^2$

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修

【条件】

- 条件は以下の通り。

打放し仕上げの種別 : B種

主な作業 : 部分目違いばらい及びコーン処理

- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工面積等の施工規模により施工効率への影響が想定される場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

潜かん工事における労務費の基準値(案)①:東京都の例

工事の種類	潜かん工事				
標準的な規格・仕様	沈下掘削(機械掘削)				
条件	(掘削面積)	100m ² 以上300m ² 未満			
	(土質区分)	砂、砂質土、粘性土及び粘土			
	(減圧方法)	空気減圧			
	(函内作業気圧区分)	0MPaを超える0.10MPa以下			
労務費値の基準値(案)	9,999(円/m ³)				
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ³)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/m ³)	
	潜かん世話役	0.04270	44,300	1,891.61	
	潜かん工	0.17090	37,000	6,323.30	
	特殊作業員	0.02140	29,900	639.86	
	普通作業員	0.04270	26,800	1,144.36	
	合計			9,999.13	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））

※ ニューマチックケーソン工法は、ケーソンを構築し底部に作業室を設けて、送気設備より地下水に対抗する圧力の空気を送り、ドライに近い状態の室内へ作業員が入り、土砂を掘削、排出してケーソンを所定の支持地盤まで沈下させる工法である。

【条件】

- 条件は以下の通り。

掘削面積 : 100m²以上300m²未満
土質区分 : 砂、砂質土、粘性土及び粘土
減圧方法 : 空気減圧

函内作業気圧区分 : 0MPaを超える0.10MPa以下

- クローラクレーンは油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・50t吊を標準とし、その運転労務は含まれない。
- 艤装内訳は、マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装を標準とする。
- 函内作業及び函外作業に従事する作業員の1組当たり作業時間（賃金対象時間）は8時間とし、1日2交替（2組）とする。
- 送気用設備の運転に従事する作業員分は、含まれていない。

【適用できない条件】

- 以下の場合は適用できない。
 - 工期等により3組以上で施工する場合
 - ケーソン1基に対し、2艤装（マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装）以外で施工する場合
 - 刃口据付面から掘削深3mまでを施工する場合
 - 無人化ニューマチックケーソン工法（機械掘削（無人））による場合
 - ヘリウム混合ガス利用無人化ニューマチックケーソン工法による場合
 - 小断面ニューマチックケーソン工法による場合

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件にニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本基準値は昼間を想定した単価であり、休日及び深夜の労働についての割増賃金を別途計上するなどの補正を行うことが必要。
- 埋戻工、コンタクトグラウト打設、止水壁撤去が必要な場合は、別途計上するといった補正を行うことが必要。
- 潜かん工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準値の活用に当たっては、作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、国土交通省土木工事標準積算基準書のほか、元請企業の把握している歩掛や日本圧気技術協会が発行する積算資料の歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。

潜かん工事における労務費の基準値(案)②:東京都の例

工事の種類	潜かん工事			
標準的な規格・仕様	沈下掘削(機械掘削)			
(掘削面積)	60m ² 以上100m ² 未満			
(土質区分)	レキ及びレキ質土			
(減圧方法)	酸素減圧			
(函内作業気圧区分)	0.14MPaを超える0.18MPa以下			
労務費の基準値(案)	22,288(円/m ³)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ³)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/m ³)
	潜かん世話役	0.11310	44,300	5,010.33
	潜かん工	0.33930	37,000	12,554.10
	特殊作業員	0.05660	29,900	1,692.34
	普通作業員	0.11310	26,800	3,031.08
	合計			22,287.85

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））

※ ニューマチックケーソン工法は、ケーソンを構築し底部に作業室を設けて、送気設備より地下水に対抗する圧力の空気を送り、ドライに近い状態の室内へ作業員が入り、土砂を掘削、排出してケーソンを所定の支持地盤まで沈下させる工法である。

【条件】

- 条件は以下の通り。

掘削面積 : 60m²以上100m²未満

土質区分 : レキ及びレキ質土

減圧方法 : 酸素減圧

函内作業気圧区分 : 0.14MPaを超える0.18MPa以下

- クローラクレーンは油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・50t吊を標準とし、その運転労務は含まれない。

・ 艦装内訳は、マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装を標準とする。

・ 函内作業及び函外作業に従事する作業員の1組当たり作業時間（賃金対象時間）は8時間とし、1日2交替（2組）とする。

・ 送気用設備の運転に従事する作業員分は、含まれていない。

【適用できない条件】

- 以下の場合は適用できない。

- 工期等により3組以上で施工する場合
- ケーソン1基に対し、2艤装（マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装）以外で施工する場合
- 刃口据付面から掘削深3mまでを施工する場合
- 無人化ニューマチックケーソン工法（機械掘削（無人））による場合
- ヘリウム混合ガス利用無人化ニューマチックケーソン工法による場合
- 小断面ニューマチックケーソン工法による場合

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件にニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本基準値は昼間を想定した単価であり、休日及び深夜の労働についての割増賃金を別途計上するなどの補正を行うことが必要。
- 埋戻工、コンタクトグラウト打設、止水壁撤去が必要な場合は、別途計上するといった補正を行う必要がある。
- 潜かん工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準値の活用に当たっては、作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、国土交通省土木工事標準積算基準書のほか、元請企業の把握している歩掛や日本圧気技術協会が発行する積算資料の歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。

潜かん工事における労務費の基準値(案)③:東京都の例

工事の種類	潜かん工事			
標準的な規格・仕様	沈下掘削(機械掘削)			
(掘削面積)	40m ² 以上60m ² 未満			
(土質区分)	軟岩(I)			
(減圧方法)	酸素減圧			
(函内作業気圧区分)	0.26MPaを超え0.30MPa以下			
労務費の基準値(案)	123,059(円/m³)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ³)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛け 設計労務単価 (円/m ³)
	潜かん世話役	0.62450	44,300	27,665.35
	潜かん工	1.87350	37,000	69,319.50
	特殊作業員	0.31230	29,900	9,337.77
	普通作業員	0.62450	26,800	16,736.60
	合計			123,059.22

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））
- ※ ニューマチックケーソン工法は、ケーソンを構築し底部に作業室を設けて、送気設備より地下水に対抗する圧力の空気を送り、ドライに近い状態の室内へ作業員が入り、土砂を掘削、排出してケーソンを所定の支持地盤まで沈下させる工法である。

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 掘削面積 : 40m²以上60m²未満
 - 土質区分 : 軟岩(I)
 - 減圧方法 : 酸素減圧
 - 函内作業気圧区分 : 0.26MPaを超え0.30MPa以下
- 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - さく岩機 ピックハンマ各種
 - 空気圧縮機（削岩機用）7.5～7.8m³/min [可搬式・エンジン駆動・スクリュ型]
- クローラクレーンは油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・50t吊を標準とし、その運転労務は含まない。
- 艤装内訳は、マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装を標準とする。
- 函内作業及び函外作業に従事する作業員の1組当たり作業時間（賃金対象時間）は8時間とし、1日2交替（2組）とする。
- 送気用設備の運転に従事する作業員分は、含まれていない。

【適用できない条件】

- 以下の場合は適用できない。
 - 工期等により3組以上で施工する場合
 - ケーソン1基に対し、2艤装（マンロック（空気減圧対応型）又はマンロック（酸素減圧対応型）1艤装、マテリアルロック1艤装）以外で施工する場合
 - 刃口据付面から掘削深3mまでを施工する場合
 - 無人化ニューマチックケーソン工法（機械掘削（無人））による場合
 - ヘリウム混合ガス利用無人化ニューマチックケーソン工法による場合
 - 小断面ニューマチックケーソン工法による場合

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件にニューマチックケーソン工事における沈下掘削（機械掘削（有人））を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本基準値は昼間を想定した単価であり、休日及び深夜の労働についての割増賃金を別途計上するなどの補正を行うことが必要。
- 埋戻工、コンタクトグラウト打設、止水壁撤去が必要な場合は、別途計上するといった補正を行うことが必要。
- 潜かん工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準値の活用に当たっては、作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、国土交通省土木工事標準積算基準書のほか、元請企業の把握している歩掛や日本圧気技術協会が発行する積算資料の歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。

工事の種類	鋼橋架設工事			
標準的な規格・仕様	架設工(鋼桁・箱桁・少数I桁・細幅箱桁・ラーメン橋)			
条件	(架設工法)	移動式クレーンによるステージング		
	(桁形式)	箱桁・ラーメン(箱桁形式)		
	(日当り架設質量)	55t		
	(使用電源の区分)	発動発電機		
労務費の基準値(案)	4,536(円/t)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/t)
	橋りょう世話役	0.01820	40,600	738.92
	橋りょう特殊工	0.10910	34,800	3,796.68
	合計			4,535.60

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 : 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。
労務歩掛 : 令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足〕内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 鋼橋の架設工事に係る箱桁ラーメン(箱桁形式)の架設工

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - 架設方法 : 移動式クレーンによるステージング
 - 桁形式 : 箱桁ラーメン(箱桁形式)
 - 日当り架設質量 : 55t
 - 使用電源の区分 : 発動発電機
- ・ 架設に伴う仮締めを含むが、地組及び支承据付は別途計上する。また、落橋防止装置のうち鋼板が主体となっているものの取付歩掛を含む。
- ・ クレーンの運転労務は含まないので、必要に応じて別途計上する。
- ・ 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における鋼橋の架設工事に係る箱桁ラーメン(箱桁形式)の架設工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 架設場所による施工効率の違いについては、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類	PC橋架設工事			
標準的な規格・仕様	主桁架設(架設桁)			
条件	(桁形式)	プレキャストセグメント桁		
	(支間)	20m以上35m未満		
	(桁1本当たり質量)	85t/本		
労務費の基準値(案)	329,800(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛け 設計労務単価 (円/本)
	橋りょう世話役	1.00000	40,600	40,600.00
	橋りょう特殊工	6.00000	34,800	208,800.00
	普通作業員	3.00000	26,800	80,400.00
	合計			329,800.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 : 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛 : 令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿つたもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・プレストレスコンクリート桁の架設に係る架設桁による桁架設で、桁製作場又は桁仮置き場から横取り、台車積込架設場まで桁を引出し(約200mまで)、架設、横取り及び据付けまでの一連作業の場合

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 桁形式 : プレキャストセグメント桁
 - 支間 : 20m以上35m以下
 - 桁1本当たり質量 : 85t/本
- ・重量台車に積込む方法として横取り装置を標準とするが、地形等の関係で別に門型クレーン、ケーブル等を必要とする場合は、別途考慮する。
- ・桁の現場内小運搬に際し、直線距離200mまでとしているが、桁の方向変え等を行う場合は別途考慮する。
- ・架設機械移動費、アンカー費、架設機械器具組立解体費、軌道設置費、架設機械器具経費は別途計上する。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件におけるプレストレスコンクリート桁の架設に係る架設桁による桁架設を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・架設場所による施工効率の違いについては、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

橋梁塗装工事における労務費の基準値(案) : 東京都の例

工事の種類	橋梁塗装工事			
標準的な規格・仕様	塗替塗装			
条件 (●●の種類)	●●			
(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)	A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛け 設計労務単価 (円/m ²)
	橋りょう塗装工	α	35,500	$\alpha \times 35,500(A)$
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times ■工の単価(B)$
	合計			A+B

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 : 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛 : 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積った歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・橋梁塗装工事における塗替塗装について適用

【条件】

- ・条件は以下の通り。
- の種類: ●●
- △△の種類: △△
- ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における橋梁塗装工事の塗替塗装を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

造園工事における労務費の基準値(案)①建築:東京都の例

工事の種類	造園工事(建築)			
標準的な規格・仕様	植付け(中低木)			
条件 (樹木等の種類)	中低木			
(樹高)	50cm未満			
労務費の基準値(案)	410(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
	土木一般世話役	0.00100	32,400	32.40
	造園工	0.00800	27,100	216.80
	普通作業員	0.00600	26,800	160.80
	合計			410.00

日当たり作業量 (参考値) (本/人・日)
66.67 本/人・日
= $1 \div 0.015$ 人・日/本

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

- ※ 鉄筋工及び普通作業員の歩掛の括弧()内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。
- ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準(令和7年改定)による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。)

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・建築工事の造園工事における中低木の植付け作業に適用

【条件】

- ・条件は以下の通り。
- ・樹木等の種類：中低木
- ・樹高：50cm未満
- ・植栽機械運搬費は含まない。
- ・場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における建築工事の造園工事の中低木の植付け作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、必要に応じて補正する。
(例) 暑中(7~9月頃を目途)施工の場合は、材料の保管・養生管理やかん水管管理の手間が増大する等
- ・施工面の植栽基盤の整備、客土は含まない。
- ・施工面の勾配は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・官庁施設(事務庁舎など)の新築建築工事を想定している。植栽敷地の狭隘等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類	造園工事(土木)			
標準的な規格・仕様	公園植栽 張芝工			
条件 (芝串の有無)	無			
労務費の基準値(案)	979(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/m ²)
	土木一般世話役	0.00200	32,400	64.80
	造園工	0.01100	27,100	298.10
	普通作業員	0.02300	26,800	616.40
	合計			979.30

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 公園の地被類植付工のうちの張芝工。
- 張芝は、地拵え、植付け、目土かけからなる。

【条件】

- 条件は以下の通り。
- 芝串の有無：無し
- ベタ張、目地張の場合に適用できる。
- 100m程度の現場内小運搬を含む。

【適用できない条件】

- 市松張、すじ張の場合は適用できない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における公園の地被類植付工のうちの張芝工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、必要に応じて補正する。
(例) 暑中（7～9月頃を目途）施工の場合は、材料の保管・養生管理やかん水管理の手間が増大する等
- 施工面の勾配は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 地面の耕耘や客土、地盤改良等が必要な場合や、夾雜物（礫等）が多く含まれ、地ならしが容易にできない場合は、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 芝串が必要な場合は、適切な補正を行う必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。